

外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>P.2 2023年<u>11</u>月</p> <p>P.20 (15)注文発注時のご注意事項 <u>当社が、お客様による以下の各号の行為又はこれに該当することが疑われる行為を検知した場合、取引の停止、中止もしくは制限、又は、取引条件の変更をさせていただきます場合があります。</u></p> <p>a)<u>取引システム、端末機器、接続回線、又はプログラムの不正な操作や改変等を施した注文及び取引を行う行為並びに当社がサーバ上で提供する取引システム以外のツール等を使用した注文及び取引を行う行為。</u></p> <p>b)<u>短時間に、高頻度で行われる注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステムもしくはカバー取引、適正な価格形成等に著しい悪影響を及ぼすおそれのある行為。</u></p> <p>c)<u>自動売買プログラム(クラウド環境等から取引システムにアクセスする等の取引態様を含みます。)等を使用した注文及び取引を行う行為。</u></p> <p>d)<u>他のお客様と同調して短時間に多数の注文及び取引を行う行為であって、他のお客様又は当社のシステムもしくはカバー取引、価格形成等に著しい悪影響を及ぼすおそれのある行為。</u></p> <p>e)<u>当社が提供する取引レート等の情報の不正な取得もしくは利用、又はインターネットのセキュリティーの脆弱(ぜいじゃく)性の利用若しくはインターバンク市場等の混乱等の利用等、不適當、不適正な内容及び方法等により注文及び取引を行</u></p> | <p>P.2 2023年9月</p> <p>P.20 (15)注文発注時のご注意事項 以下の注文を検知した場合、一時的に取引条件の変更、又は制限を加えさせていただきますいております。</p> <p>a)端末機器、接続回線、又はプログラムの改変等を施して発注された注文及び当社がサーバ上で提供する取引システム以外のツール等を使用して発注された疑いのある注文。</p> <p>b)短時間に、頻繁に行われる注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。</p> <p>c)自動売買プログラム等を使用していると推定される注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> |

う行為。

f)その他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす注文及び取引を行う行為。

(削除)

P.29

(2023年11月)

d)その他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす又はその可能性がある注文。

e)お客様からの注文や取引等が同調的になっていると当社が判断した場合。

P.29

(2023年9月)